

# 施策評価シート【分野別施策】

施策名		関係部					
1-②	教育環境を充実する	学校教育部、社会教育部					
所管事業に関連する成果指標							
指標名	単位	計画 策定時	実績値				目標値 31年度
			27年度	28年度	29年度	30年度	
不登校児童・生徒の出現率（小学校）	%	0.54	0.54	0.47	0.67		0.47
不登校児童・生徒の出現率（中学校）	%	2.95	2.95	2.82	3.41		2.85
いじめの解消率（小学校）	%	97.8	97.8	100.0	77.3※		100
いじめの解消率（中学校）	%	99.5	99.5	98.8	88.4※		100
関連事業							
○適応指導教室事業○教育相談事業○就学相談・指導事業○スクールカウンセラー派遣事業○スクールソーシャルワーカー派遣事業○介助員派遣事業○サン・サンスタッフ派遣事業○児童生徒就学援助事業○特別支援教育就学奨励援助事業○高等学校等修学支援事業○相模小学校移転整備事業○小学校施設管理事業○中学校施設管理事業○小学校大規模改修事業○中学校大規模改修事業○通学路安全対策事業○地域教育力ネットワーク推進事業							
決算額							
	28年度	29年度	30年度	31年度			
事業費（千円）	972,399	1,081,868					
執行率（%）	71.42	29.79					
施策の推進に向けた主な取組の「成果」							
<ul style="list-style-type: none"> <li>●サン・サンスタッフ（学習支援補助員）を派遣し、学習・生活面で適切かつ細やかな支援を行い、落ち着いて学習できる環境や安全な授業体制づくりを補助しました。また、サン・サンスタッフ（学校司書）を派遣し、学習活動や読書活動の充実と学校図書館の整備及び充実を図りました。</li> <li>●介助員の派遣、研修会・研究会の開催及び相談支援チームの派遣により支援体制を充実することで子どもたちが安心して学校生活を送ることができました。</li> <li>●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為などの諸問題の解決に努めました。</li> <li>●経済的な支援が必要な児童生徒の保護者に対して、就学費の援助をしたほか、特別支援学級に就学する児童生徒等の保護者に対し、就学奨励費の援助をしたことにより、安定した義務教育を受けることができました。</li> </ul>							

●高等学校等における修学支援については、修学支援金の支給により、勉学に意欲的で経済的に支援が必要な生徒に修学機会を与えることができました。

●みずほ小学校の普通教室等に空調機を設置し、富士見小学校、神田中学校でトイレ環境全体の改善を含めた大規模改修を行ったほか、相模小学校移転整備事業では、設計業務を進めました。また、児童数増加に伴う、みずほ小学校の増築工事を完了するなど、快適な教育環境への改善を図りました。

●サポート看板の設置・管理、防犯パトロールのほか、児童生徒の登下校時の安全の確保に取り組む団体の活動を補助することにより、地域全体での子どもを見守りや児童生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを支援しました。

●防災キャンプや通学合宿等、地域の特色や人材を活かした体験事業が実施され、子どもたちの協調性や規範意識が高まるとともに、相手を思いやる心が深まるなど生きる力が育まれました。

施策を推進する上での「課題」	課題解決を図るための「取組方針」
<p>●サン・サンスタッフの人数や年間雇用日数、勤務時間等を検討するとともに、質の向上を図ることが必要です。</p>	<p>●サン・サンスタッフ（学習支援補助員）は、小中学校の現場の実態やニーズを把握し、有効な人員配置とします。サン・サンスタッフ（学校司書）の新任者へ研修を実施し、質の向上を図ります。</p>
<p>●インクルーシブ教育システムの構築に向けた介助員の派遣の在り方を検討していく必要があります。</p>	<p>●介助員の配置人数や雇用体系について検討し、適切な派遣を行います。</p>
<p>●児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応及び支援が必要です。</p>	<p>●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図るとともに、関係機関と連携体制を構築しながら適切な対応及び支援を行います。</p>
<p>●安定した義務教育を受けることができるよう、経済的な支援が必要な児童生徒の保護者や、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者への支援及び勉学に意欲的で経済的に支援が必要な生徒が修学機会を得られるよう支援を行う必要があります。</p>	<p>●経済的な支援が必要な児童・生徒・保護者に対して、就学援助費や修学支援金などを通じた支援に取り組みます。</p>
<p>●安全で快適な学習環境を維持していくため、優先度や緊急性を十分に検討した上で、効率的に大規模改修や修繕等を実施していく必要があります。</p>	<p>●施設の適切な維持管理を行うとともに、普通教室への空調機を設置を進めます。また、外壁及び屋上防水の改修やトイレ環境の改善を含めた大規模改修を進めます。</p>

●相模小学校移転整備についてはツインシティ大神地区土地区画整理事業と連携を図る必要があります。

●児童生徒の登下校時の安全の確保を図り、安全で安心して通学できる環境づくり推進していく必要があります。

●防災キャンプ等の体験事業の効果を上げるためには、積極的な世代間交流と、子どもたちがより主体的に事業に関われるようにする必要があります。

●関係部署と十分に協議調整を行いながら、建築設計、用地取得、建築工事に向けた準備を進めます。

●地域や学校との連携を深めるとともに、児童生徒の登下校時の安全確保に取り組む団体への活動費助成に取り組みます。

●定例会や研修会で、協議会組織のあり方や各地区活動内容の情報交換を通じて、地域の特色や人材を生かした事業内容を検討し、子どもたちの積極的な事業参加を図ります。

※平成 29 年 3 月、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの解消の定義が見直されたことに伴い、いじめが解消している状態を判断する要件が厳格化されました。